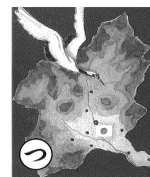




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年3月2日（金） 第9579号

目次

ページ

規 則

- 群馬県農漁業災害対策特別措置条例施行規則の一部を改正する規則（技術支援課） 2

告 示

- 保安林予定森林（森林保全課） 3
- 同 3
- 道路の区域変更（道路管理課） 4
- 道路の供用開始（同） 4
- 同 5
- 宅地建物取引業法の規定による公開の聴聞（住宅政策課） 5

公 告

- 平成30年度前期技能検定の実施（産業人材育成課） 6
- 平成30年度技能検定随時3級及び基礎級の実施（同） 8

監査委員公告

- 監査結果の公表 10
- 同 17
- 同 19
- 監査結果に基づく措置状況 27

公安委員会規則

- 交番の名称等に関する規則の一部を改正する規則（地域課） 29

■規則

群馬県農漁業災害対策特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第二号

群馬県農漁業災害対策特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県農漁業災害対策特別措置条例施行規則(昭和四十年群馬県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表農業用施設取り片付け作業費補助の項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第八十四条第一項第七号」を「第九十八条第一項第七号」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第50号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

平成30年3月2日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 保安林予定森林の所在場所 渋川市中郷字大野2694の23、2694の25、2694の41、2694の45、2694の47、安中市板鼻字湯沢2733の1、2733の2、2734の1、2735の1、2736の1、2736の2、2751の3、中秋間字乙木ノ巢谷津2699、2719の1、2719の3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

安中市板鼻字湯沢2733の1、2733の2、2734の1、2735の1、2736の2、2751の3（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、中秋間字乙木ノ巢谷津2699、2719の1、2719の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第51号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

平成30年3月2日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 利根郡片品村大字越本字高無2988の28から2988の30まで
- (2) 指定の目的 水源の涵養
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 利根郡川場村大字川場湯原字大穴2087、2089、2091の1、2093から2098まで、甲2101、乙2101、2102、2103、2105、2120から2122まで、2127から2129まで、2139、2140、2155、2156、みなかみ町須川字薄倉1503

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	南新井前橋線	北群馬郡吉岡町大字陣場字南御所171番の2地先から同郡同町大字同108番地先まで	前	17.3～22.3	53.1
			後	17.3～22.3	53.1

◎群馬県告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日

県道	高崎渋川線	渋川市行幸田字東前田212番の2地先から同市同字同199番の13地先まで	平成30年3月2日
----	-------	--------------------------------------	-----------

◎群馬県告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	沼田水上線	利根郡みなかみ町小仁田字乾田638番地先から同郡同町同字同635番の1地先まで	平成30年3月2日

◎群馬県告示第55号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第66条第1項第9号の規定による行政処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項及び法第69条第2項において準用する法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

平成30年3月2日

群馬県知事 大澤 正 明

1 聴聞の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年3月27日（火）午前10時
- (2) 場所 群馬県庁221会議室

2 聴聞の件名 宅地建物取引業者免許の取消しに係る聴聞

3 不利益処分の内容 宅地建物取引業者免許の取消し

4 根拠規定 法第66条第1項第9号

5 聴聞の対象者

- (1) 商号又は名称 青葉開発有限会社
- (2) 代表者氏名 清水治雄
- (3) 事務所所在地 太田市龍舞町4362番地
- (4) 免許証番号 群馬県知事（5）第5615号
- (5) 免許年月日 平成25年5月22日
- (6) 有効期間 平成25年5月23日から平成30年5月22日まで

- 6 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 群馬県県土整備部住宅政策課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 7 聴聞の主宰者 群馬県県土整備部住宅政策課次長 須藤雅幸

■ 公 告

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、平成30年度前期技能検定の実施について、次のとおり公示する。

平成30年3月2日

群馬県知事 大澤 正 明

1 実施職種

- (1) 1級及び2級 園芸装飾、造園、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。）、金属熱処理、粉末冶金（焼結に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工（数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金（曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。）、めっき（2級の電気めっきに係るものに限る。）、仕上げ、切削工具研削（工作機械用切削工具研削に係るものに限る。）、ダイカスト（コールドチャンダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（変圧器組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工及び家具機械加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、表装（壁装に係るものに限る。）、塗装（木工塗装、建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及びフラワー装飾
- (3) 3級 園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械検査、電子機器組立て、建築大工、左官、ブロック建築、塗装（金属塗装に係るものに限る。）、商品装飾展示及びフラワー装飾

2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 実施期日 平成30年6月5日（火）から同年9月9日（日）までの間において、群馬県職業能力開発協会（以下「職能協会」という。）が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

ウ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ平成30年5月29日（火）に職能協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日 検定職種ごとに、次のとおり行う。

検 定 職 種	期 日
○3級 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、左官、ブロック建築、塗装、商品装飾展示及びフラワー装飾	平成30年7月15日(日)
○1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装 ○3級 金属熱処理	平成30年8月19日(日)
○1級及び2級 粉末冶金、機械加工、鉄工、めっき、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び内装仕上げ施工	平成30年8月26日(日)
○1級及び2級 園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾	平成30年9月2日(日)

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

4 受検手数料の納付方法等

(1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成12年群馬県条例第68号)別表に定める額とする。

(2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会の指定するゆうちょ銀行の口座に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該手数料の納付は要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は返還しない。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 本人確認書類(運転免許証、保険証の写し等)

ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県職業能力開発協会 電話0270-23-7761

(3) 受付期間 平成30年4月4日(水)から同月17日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り有効とする。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書及び案内書は、職能協会にて交付する。

なお、申請書及び案内書の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(宛先を記入し、140円分の切手を貼ったもの)を同封の上、職能協会に郵送すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 合格の発表等

- (1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及びその双方に合格した者については、職能協会が書面で通知する。
 - (2) 技能検定合格者の発表 技能検定合格者（金属熱処理を除いた3級職種に係るものに限る。）の受検番号は平成30年8月31日（金）に、技能検定合格者（1級、2級及び3級（金属熱処理に限る。）職種に係るものに限る。）の受検番号は同年9月28日（金）にそれぞれ県庁2階県民センター前掲示板、群馬県ホームページ及び職能協会の掲示板に掲示する。
 - (3) 技能検定合格証書等の交付 1級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書が交付され、2級及び3級の技能検定の合格者には群馬県知事名の合格証書が交付される。このほか、1級、2級及び3級の技能検定の合格者には、厚生労働大臣から技能士章が交付される。
- 7 その他
- 技能検定について不明な点は、群馬県産業経済部産業人材育成課（電話027-226-3414）又は職能協会に問い合わせること。

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、平成30年度技能検定随時3級及び基礎級の実施について、次のとおり公示する。

平成30年3月2日

群馬県知事 大澤 正 明

1 実施職種

- (1) 随時3級 さく井（ロータリー式さく井工事に係るものに限る。）鋳造、鍛造、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金（機械板金に係るものに限る。）、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、配電盤・制御盤組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）、冷凍空気調和機器施工、染色（織物・ニット浸染に係るものに限る。）、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造（段ボール箱製造に係るものに限る。）、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工（鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事に係るものに限る。）、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及び工業包装
 - (2) 基礎級 さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装
- 2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。
- 3 技能検定試験の実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 実施期日 平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）までの間において、群馬県職業能力開発協会（以下「職能協会」という。）が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

ウ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ職能協会から受検申請者宛て送付する。

(2) 学科試験

ア 実施期日 平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）までの間において、職能協会が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

4 受検手数料の納付方法等

(1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第68号）別表に定める額とする。

(2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会の指定するゆうちょ銀行の口座に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該手数料の納付は要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は返還しない。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県職業能力開発協会 電話0270-23-7761

(3) 受付期間 原則として、技能検定試験受検希望日の30日前まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書及び案内書は、職能協会で作付する。

なお、申請書及び案内書の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（宛先を記入し、140円分の切手を貼ったもの）を同封の上、職能協会に郵送すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、職能協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付 技能検定の合格者には、群馬県知事名の合格証書が交付される。このほか、随時3級の技能検定の合格者には、厚生労働大臣から技能士章が交付される。

7 その他

本公示の随時3級及び基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものである。

技能検定について不明な点は、群馬県産業経済部産業人材育成課（電話027-226-3414）又は職能協会に問い合わせること。

■ 監査委員公告

◎監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果を次のとおり公表する。

平成30年3月2日

群馬県監査委員 丸山幸男
同 林章
同 橋爪洋介
同 星名建市

- 1 監査の対象及び主眼 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとって適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 監査対象機関 地域機関等81機関
- 4 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） 4件
 - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 3件
 - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 5 機関別監査結果
 - (1) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋行政県税事務所 (平成30年1月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎行政県税事務所 (平成30年1月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎行政県税事務所 (平成30年1月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田行政県税事務所 (平成30年1月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 生活文化スポーツ部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
ぐんま男女共同参画センター (平成29年11月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林美術館 (平成29年11月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

土屋文明記念文学館 (平成29年11月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
スポーツ振興センター (平成29年11月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) こども未来部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中央児童相談所 (平成30年2月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西部児童相談所 (平成30年2月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部児童相談所 (平成30年2月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(4) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
県民健康科学大学 (平成30年1月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎保健福祉事務所 (平成30年1月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中保健福祉事務所 (平成30年2月6日)	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県収入証紙条例施行規則第15条第1項の規定により、地域機関の長は、毎月証紙消印実績簿に基づいて証紙消印実績報告書を作成し、歳入の区分に応じ、当該歳入の事務を所管する課長等に提出しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、群馬県調理師法関係手数料条例等の規定に基づき、平成29年10月13日に調理師の免許を申請する者4者から各1件計22,400円分の群馬県証紙が貼付された調理師免許申請書の提出を受けたが、当該申請書に係る証紙消印実績簿の作成に当たり歳入科目の記載を誤ったため、誤った10月分証紙消印実績報告書を作成し、当該免許申請に係る歳入の事務を所管する食品・生活衛生課長ではなく保健予防課長に提出した。</p> <p>その後、当該機関では、当該報告誤りに関して、食品・生活衛生課長に対しては11月分証紙消印実績報告書において当該未報告分を前月分漏れとして報告したものの、保健予防課長に対しては当該過大報告分を修正する報告をしなかった。</p> <p>その結果、事務監査日(平成29年12月15日)現在、県の一般会計の歳入が22,400円過大になっていた。</p>
太田保健福祉事務所 (平成30年2月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
衛生環境研究所 (平成30年1月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
心身障害者福祉センター (平成29年12月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

食品安全検査センター (平成30年1月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
食肉衛生検査所 (平成29年12月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
動物愛護センター (平成29年12月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(5) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
農業技術センター (平成29年11月17日)	(指摘事項) 群馬県公有財産事務取扱規則（以下「規則」という。）第30条において、分掌者は、その分掌に係る行政財産の用途を変更し、又は廃止しようとするときは、用途を変更し、又は廃止しようとする理由及び時期等を記載した文書に関係図書を添えて決裁を受けなければならないとされている。 また、規則第57条において、建物等を取り壊す必要があるときは、取り壊そうとする理由、取壊し後の措置、取壊しに要する経費の見積額等を記載した文書に関係図面を添えて決裁を受けなければならないとされている。 当該機関は、行政財産（建物）である野菜試験用ガラス温室ほか3棟の解体撤去工事契約を平成29年5月30日付けで締結し、同年7月31日に撤去を完了していたが、規則第30条及び第57条で定める決裁を受けるための手続を主務課に対して依頼していなかった。
農林大学校 (平成29年11月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
鳥獣被害対策支援センター (平成29年11月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
浅間家畜育成牧場 (平成29年11月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(6) 産業経済部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
群馬産業技術センター (平成29年12月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋産業技術専門校 (平成29年12月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎産業技術専門校 (平成29年12月21日)	(指摘事項) 地方自治法第232条の3において、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている。 また、群馬県財務規則第64条第1項において、支出負担行為担当者は、支出負担行為をするときは、回議用紙又は物品購入等回議書により、支出負担行為の決議をするものとするとされている。 当該機関は、平成29年4月1日から同年9月30日までをリース契約期間とする物品のリース契約を同年4月1日に締結し、リース契約期間満了後に当該物品を購入する予定であったが、事務監査日（同年11月30日）現在において、当該物品の購入に係る必要な手続を行っていない。

太田産業技術専門校 (平成29年12月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
----------------------------	------------------------------

(7) 北群馬渋川振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
渋川行政県税事務所 (平成30年1月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川保健福祉事務所 (平成30年1月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(8) 多野藤岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
藤岡保健福祉事務所 (平成30年2月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(9) 甘楽富岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
富岡行政県税事務所 (平成30年1月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡保健福祉事務所 (平成30年2月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(10) 吾妻振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
吾妻行政県税事務所 (平成29年12月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻保健福祉事務所 (平成29年12月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(11) 利根沼田振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
利根沼田行政県税事務所 (平成30年1月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根沼田保健福祉事務所 (平成30年1月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(12) 桐生みどり振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
桐生行政県税事務所 (平成30年1月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生保健福祉事務所 (平成30年2月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(13) 邑楽館林振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
館林行政県税事務所 (平成30年1月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林保健福祉事務所 (平成30年2月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(14) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
西部教育事務所 (平成30年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部教育事務所 (平成30年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
文書館 (平成30年1月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
妙義青少年自然の家 (平成30年1月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東毛青少年自然の家 (平成30年1月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎東高等学校 (平成29年11月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吉井高等学校 (平成30年1月15日)	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県財務規則第41条において、収入調定者は、調定した歳入で当該年度の出納閉鎖期日までに収納にならなかったものは、当該出納閉鎖期日の翌日をもって翌年度の調定額に繰り越さなければならないとされている。</p> <p>また、同条第2項において、前項の規定により繰越しをした歳入で、なお当該年度の3月31日までに収納にならなかったものは、翌年度の初日をもって同年度の調定額に繰り越さなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、平成21年度授業料に係る収納未済額について、平成29年3月31日までに収納にならなかったにもかかわらず、平成29年度の調定額への繰越しの手續を事務監査日（同年10月31日）現在行っていなかった。</p>

高崎工業高等学校 (平成29年11月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎商業高等学校 (平成29年11月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎高等学校 (平成30年1月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎清明高等学校 (平成30年1月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
新田暁高等学校 (平成29年12月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田工業高等学校 (平成29年12月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田フレックス高等学校 (平成29年12月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林高等学校 (平成29年12月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林女子高等学校 (平成29年12月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡高等学校 (平成30年1月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡東高等学校 (平成30年1月15日)	(注意事項) 地方自治法第238条の4第7項において、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができることとされている。 また、群馬県行政財産使用料条例第2条において、行政財産を使用する者は、使用料を納付しなければならないとされている。 当該機関は、分掌している教育財産である土地に設置される電気事業用の本柱1本及び支線2条に対する使用許可を行ったが、当該本柱1本には支線が3条設置されており、支線1条について土地の使用許可が行われておらず、使用料も徴収していなかった。
下仁田高等学校 (平成30年1月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
長野原高等学校 (平成29年12月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
嬭恋高等学校 (平成29年12月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻高等学校 (平成29年12月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
板倉高等学校 (平成29年12月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
盲学校 (平成29年11月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
聾学校 (平成29年11月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

前橋高等特別支援学校 (平成29年11月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
赤城特別支援学校 (平成29年11月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎特別支援学校 (平成29年11月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎高等特別支援学校 (平成29年11月28日)	(指摘事項) 当該機関は、平成28年4月1日付けで、契約期間を同日から平成33年3月31日までとする警備業務委託契約を締結した。 同契約第5条第1項において、乙（受託者）は、毎月15日までに前月に実施した委託業務に関する委託料請求書を甲（委託者（当該機関の校長））に提出するものとされ、同条第2項において、甲は、前項の委託料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に乙に対して委託料を支払うものとされている。 乙は、毎月15日頃までに前月に実施した委託業務に関する委託料請求書を当該機関に提出していたが、当該機関は平成28年度における平成28年11月分から平成29年1月分の3箇月分及び平成29年度における平成29年4月分から同年7月分の4箇月分の委託料を契約条項に定められた期日までに支払いをしていなかった。
二葉特別支援学校 (平成29年11月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
二葉高等特別支援学校 (平成29年11月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生特別支援学校 (平成29年12月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎高等特別支援学校 (平成30年1月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林高等特別支援学校 (平成29年12月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(15) 警察本部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋警察署 (平成29年11月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎警察署 (平成29年11月8日)	(指摘事項) 群馬県財務規則第35条において、収入調定者は、歳入の調定をするときは、収入の原因となる関係書類に基づいて、調定回議書を作成して行うものとされている。 当該機関は、器物損壊事件に伴う公用車の損傷に係る修繕について、加害者が賠償責任を認めているにもかかわらず、平成29年7月3日に県が支出した修理代金相当額471,247円に係る歳入の手続を事務監査日（同年10月25日）現在行っていなかった。
富岡警察署 (平成29年11月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎警察署	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(平成29年11月15日)	
館林警察署 (平成29年11月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川警察署 (平成29年11月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第5項の規定により実施した随時監査の結果を次のとおり公表する。

平成30年3月2日

群馬県監査委員 丸山幸男
同 林章
同 橋爪洋介
同 星名建市

- 1 監査の対象及び主眼 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 監査対象機関 地域機関等10機関
- 4 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項(適正を欠くと認められ、改善を要するもの) なし
 - (2) 注意事項(軽易な誤りがあり、改善を要するもの) 1件
 - (3) 検討事項(事務の効率化等の面から検討を要するもの) なし
- 5 機関別監査結果
 - (1) 環境森林部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
西部環境森林事務所 (平成29年10月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 多野藤岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
藤岡行政県税事務所 (平成29年9月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡土木事務所 (平成30年1月10日)	(注意事項) 群馬県財務規則第190条第1項の規定により、物品を購入するときは、

予定価格が10万円以上の契約をするときは、なるべく3人以上の者から見積書を徴さなければならないこととされ、群馬県財務規則運用通知（平成12年3月31日会第28号）により、一度で結ぶべき契約を数回に分けて同項第1号の規定を適用させることのないようにすることとされている。
当該機関は、物品の購入に当たり、2回に分けて発注したため、契約予定金額の合計額が149,040円であるにもかかわらず、3人以上の者から見積書を徴することなく契約を締結していた。

(3) 甘楽富岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
富岡森林事務所 (平成29年10月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(4) 利根沼田振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
利根沼田農業事務所 (平成29年9月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(5) 桐生みどり振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
桐生土木事務所 (平成29年9月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(6) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
ぐんま昆虫の森 (平成29年9月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根実業高等学校 (平成29年9月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林特別支援学校 (平成29年10月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(7) 警察本部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
大泉警察署 (平成29年10月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成30年3月2日

群馬県監査委員 丸山幸男
同 林章
同 橋爪洋介
同 星名建市

- 1 監査の対象及び主眼 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。
- 2 監査対象年度 平成28年度
- 3 監査対象団体 32団体
- 4 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） なし
 - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 1件
 - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 5 団体別監査結果

監査対象団体	関越交通株式会社
監査年月日	平成29年9月19日
監査対象とした財政的援助等の内容	県土整備部 (1) 補助金 36,469,000円 ・群馬県バス運行対策費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	一般財団法人群馬陸上競技協会
監査年月日	平成29年9月20日
監査対象とした財政的援助等の内容	生活文化スポーツ部 (1) 補助金 5,500,000円 ・全日本実業団対抗駅伝競走大会競技関係費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	一般社団法人群馬県猟友会
監査年月日	平成29年9月22日
監査対象とした財政的援助等の内容	環境森林部 (1) 公の施設の管理（指定管理） ・群馬県クレー射撃場 指定管理料 5,019,000円

監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
-------	------------------------------

監査対象団体	株式会社明清産業
監査年月日	平成29年9月22日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	産業経済部 (1) 補助金 5,216,000円 ・ ぐんま新技術・新製品開発推進補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	金井興業株式会社
監査年月日	平成29年9月22日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	企業局 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・ 新玉村ゴルフ場 指定管理料 0円 (利用料金制) 企業局への納付金 180,268,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県消防協会
監査年月日	平成29年9月26日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	総務部 (1) 県出 ^{えん} 捐金 300,000,000円(県出資比率 38.2%) (2) 補助金 4,300,000円 ・ 群馬県消防協会事業に対する補助金 (3) 負担金 200,000円 ・ 群馬県殉職消防職団員慰霊祭に伴う共催負担金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	社会福祉法人群馬県社会福祉事業団及び群馬県ビルメンテナンス協同組合の共同体
監査年月日	平成29年9月26日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	健康福祉部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・ 群馬県社会福祉総合センター 指定管理料 113,665,000円 ・ 群馬県立ふれあいスポーツプラザ 指定管理料 129,970,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	社会福祉法人群馬県社会福祉事業団
監査年月日	平成29年9月26日

監査対象とした 財政的援助等の 内容	健康福祉部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県立障害者リハビリテーションセンター 指定管理料 0円 (利用料金制) ・群馬県立義肢製作所 指定管理料 11,255,000円 (利用料金制) ・群馬県立ゆうあいピック記念温水プール 指定管理料 63,862,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	社会福祉法人宮郷会
監査年月日	平成29年9月27日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	健康福祉部 (1) 補助金 270,220,000円 ・群馬県老人福祉施設等施設整備事業費県費補助金 ・群馬県介護基盤等整備事業費補助金 ・群馬県民間社会福祉施設整備資金利子補助
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	利根沼田森林組合
監査年月日	平成29年9月27日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	環境森林部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・21世紀の森 指定管理料 12,096,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県馬事公苑
監査年月日	平成29年9月29日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	農政部 (1) 県出捐金 200,000,000円(県出資比率 100.0%) (2) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県馬事公苑 指定管理料 17,252,000円 (利用料金制)
監査の結果	(注意事項) 当該団体は、平成28年度群馬県馬事公苑管理馬用配合飼料購入契約(単価契約)を業者と締結し、1キログラム当たりの単価を定めた。 当該契約に係る支出において、当該団体は、契約単価と異なる単価で算出された請求書を収受し支払ったため、支払額が計23,328円過大となった。

監査対象団体	待矢場両堰土地改良区
監査年月日	平成29年10月3日
監査対象とした 財政的援助等の	農政部 (1) 補助金 122,792,000円

内容	(うち103,290,000円は、平成29年度への繰越分) ・群馬県土地改良事業等補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	特定非営利活動法人KFP友の会
監査年月日	平成29年10月3日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	県土整備部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・観音山ファミリーパーク 指定管理料 59,350,000円 (利用料金制)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県防犯協会
監査年月日	平成29年10月3日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	警察本部 (1) 県出捐金 84,160,000円(県出資比率 94.0%) (2) 補助金 3,900,000円 ・群馬県防犯協会活動補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	学校法人マイトリー学園
監査年月日	平成29年10月4日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	総務部 (1) 補助金 30,503,000円 ・群馬県私立学校教育振興費補助金 ・群馬県私立幼稚園施設耐震診断促進費補助金 ・群馬県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金 ・群馬県私立幼稚園子育て支援推進事業費補助金 ・群馬県私立幼稚園等特別支援教育経費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	群馬県森林組合連合会
監査年月日	平成29年10月4日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	環境森林部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・赤城森林公園及び赤城ふれあいの森 指定管理料 14,904,000円 (利用料金制)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県蚕糸振興協会
監査年月日	平成29年10月5日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	農政部 (1) 県出捐金 662,500,000円(県出資比率 53.9%) (2) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県立日本絹の里 指定管理料 95,148,000円 (利用料金制)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	桐生林業協同組合
監査年月日	平成29年10月6日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	環境森林部 (1) 補助金 49,201,422円 (うち6,829,030円は、平成29年度への繰越分) ・群馬県林業再生緊急路網整備事業補助金 ・群馬県間伐・間伐材等生産促進事業 ・群馬県民有林造林事業補助金 ・群馬県林業作業道総合整備事業補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	一般社団法人群馬県農業会議
監査年月日	平成29年10月6日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	農政部 (1) 補助金 55,331,000円 ・農業会議費補助金 ・群馬県農地集積・集約化対策事業費補助金 ・群馬県農業経営総合対策事業費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	館林商工会議所
監査年月日	平成29年10月6日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	産業経済部 (1) 補助金 36,191,535円 ・群馬県小規模事業経営支援事業費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県漁業増殖基金協会
監査年月日	平成29年10月11日
監査対象とした	農政部

財政的援助等の内容	(1) 県出捐金 249,000,000円(県出資比率 98.3%) (2) 補助金 400,000円 ・群馬県蚕糸園芸振興事業補助金 (県内産アユ種苗購入事業費補助)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	株式会社積善館
監査年月日	平成29年10月11日
監査対象とした財政的援助等の内容	教育委員会 (1) 補助金 7,847,000円 ・群馬県文化財保存事業費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	学校法人東京農業大学
監査年月日	平成29年10月12日
監査対象とした財政的援助等の内容	総務部 (1) 補助金 652,492,166円 ・群馬県私立学校教育振興費補助金 ・群馬県高等学校等就学支援金 ・群馬県私立高等学校等入学金減免事業補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	上野村森林組合
監査年月日	平成29年10月13日
監査対象とした財政的援助等の内容	環境森林部 (1) 補助金 32,950,518円 (うち2,778,000円は、平成29年度への繰越分) ・群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業補助金 ・群馬県民有林造林事業補助金 ・群馬県間伐・間伐材等生産促進事業 ・群馬県間伐総合対策事業補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県育英会
監査年月日	平成29年10月13日
監査対象とした財政的援助等の内容	教育委員会 (1) 県出捐金 259,419,395円(県出資比率 40.0%)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	一般社団法人高崎市医師会
監査年月日	平成29年10月17日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	総務部、健康福祉部 (1) 補助金 44,056,480円 ・群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金 （看護師等養成所運営事業、在宅医療等基盤整備事業、看護師等養成所施設・設備 整備事業） ・群馬県高等学校等就学支援金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団
監査年月日	平成29年10月20日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	健康福祉部、産業経済部 (1) 県出捐金 100,000,000円（県出資比率 66.7%） (2) 補助金 95,161,060円 ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団県費補助金 ・群馬県シルバー人材センター連合事業費補助金 ・群馬県高年齢者就業機会確保事業補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	グリーンクラフトマン株式会社
監査年月日	平成29年10月26日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	県土整備部 (1) 公の施設の管理（指定管理） ・群馬の森 指定管理料 33,000,000円 （利用料金制）
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県産業支援機構
監査年月日	平成29年11月1日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	企画部、産業経済部、県土整備部 (1) 県出捐金 613,050,000円（県出資比率 80.3%） (2) 補助金 178,399,765円 ・公益財団法人群馬県産業支援機構事業支援費補助金 ・群馬県中小企業経営資源強化対策事業費等補助金 （中小企業経営資源強化対策事業費補助金、下請中小企業取引情報提供等事業費補 助金、小規模企業者等設備資金貸付事業費補助金、海外展開支援事業費補助金） ・群馬県八ッ場ダム地域生活再建推進事業経営相談事業費補助金 (3) 負担金 23,951,726円 ・群馬県上海事務所運営費負担金 ・群馬県上海事務所職員借上住宅負担金 ・群馬県上海事務所ホームページ等運用維持管理費負担金 (4) 損失補償

	実行額 0円 残高 6,593,600円 ・群馬県小規模企業者等設備導入資金貸付金に係る損失補償 (5) 貸付金 新規貸付 0円 残高 12,692,500円 ・群馬県小規模企業者等設備導入資金貸付金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県観光物産国際協会
監査年月日	平成29年11月1日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	生活文化スポーツ部、健康福祉部、産業経済部、企業局 (1) 県出資金及び出捐金 864,000,000円(県出資比率 88.7%) (2) 補助金 54,144,371円 ・群馬県観光物産国際協会運営費補助金 ・群馬県多言語インフォメーションセンター運営事業費補助金 ・群馬県外国人未払医療費対策事業補助金 (3) 負担金 19,296,000円 ・群馬県観光物産国際協会事業負担金 ・全群馬近代こけしコンクール負担金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益社団法人群馬県青果物生産出荷安定基金協会
監査年月日	平成29年11月1日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	農政部 (1) 県出捐金 15,000,000円(県出資比率 50.8%) (2) 補助金 119,158,483円 ・群馬県蚕糸園芸振興事業補助金 (指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業資金造成費補助、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業資金造成費補助、価格差補給事業推進費補助)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	久松商事株式会社
監査年月日	平成29年11月1日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	企業局 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・前橋ゴルフ場 指定管理料 0円 (利用料金制) 企業局への納付金 85,665,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、群馬県知事等から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年3月2日

群馬県監査委員 丸山幸男
同 林章
同 橋爪洋介
同 星名建市

監査対象機関	消費生活課
監査結果の公表年月日	平成29年9月26日(群馬県報第9537号)監査公表第15号
監査の結果	(注意事項) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律第14条で準用する同法第10条の規定により、対価の支払の時期を書面により明らかにしていない場合は、相手方が支払請求した日から15日以内の日が支払の時期とされている。 当該機関は、ぐんまぐらしのニュースの発行に係る契約を締結し、対価の支払の時期を契約書により明らかにしていないにもかかわらず、代金の支払を15日以内に行っていないものがあった。
講じた措置	再発防止のため、複数の職員による確認など所属内のチェック体制を強化するとともに、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定等にとつとて、適正に支払を行うことを徹底することとした。

監査対象機関	児童福祉課
監査結果の公表年月日	平成29年9月26日(群馬県報第9537号)監査公表第15号
監査の結果	(注意事項) 群馬県公有財産事務取扱規則第45条の規定により普通財産の貸付料は、毎月又は毎年定期に納付させなければならないとされ、普通財産貸付事務取扱要領(以下「要領」という。)の4貸付料の納付において、貸付料は、原則として年1回当該年次分を4月30日までに納付させるものとされているが、貸付期間が6箇月以上にわたるものについては、分割して納付させることができるとされ、年2回の均等分割による納付期限は、第1回は4月30日、第2回は10月31日とされている。 当該機関は、分掌する普通財産である土地に児童養護施設を設置する者と平成27年4月1日から平成30年3月31日までを賃貸借期間とする県有財産賃貸借契約を締結し、賃貸借料の年額を1,556,291円とした。同契約書における賃貸借料の支払時期について要領で定める貸付料の納付期限によらず、群馬県知事の指定する期日(3月の末日)までとした上で、平成28年度第1回分の貸付料の調定及び納入通知書の発行を平成28年6月15日、第2回分を同年10月18日に行い、納期限の設定をそれぞれ同年7月5日及び同年11月7日としていた。
講じた措置	再発防止のため、当該賃貸借契約の支払条項について見直しを行い、年2回の均等分割の納付期限を4月30日、10月31日までとする変更契約を平成29年9月21日に締結した。 今後は、関係法令にとつとて適正な事務処理を行うよう徹底することとした。

監査対象機関	介護高齢課
監査結果の公表年月日	平成29年9月26日(群馬県報第9537号)監査公表第15号

監査の結果	<p>(検討事項)</p> <p>群馬県財務規則第217条で「契約担当者は、物品の取得に当たっては、その所管に係る予算及び事務又は事業予定を勘案して計画的に執行しなければならない。」とされている。</p> <p>当該機関は、平成29年3月28日及び同月31日に切手を購入していたが、そのほとんどを翌年度に繰り越しており、購入後の使用状況を考慮すれば、平成28年度の購入費用を節減できる状況であった。</p> <p>郵便切手印紙類の取得に当たっては、その所管に係る予算及び事務又は事業予定を勘案して計画的に執行することにより、費用の節減について検討することが必要である。</p>
講じた措置	<p>再発防止のため、群馬県財務規則等を遵守して予算執行を適正に行うよう、職員に周知徹底を図った。</p> <p>併せて、郵便切手印紙類の取得に当たっては、その所管に係る事務及び事業予定の確認を徹底し計画的な予算執行を行うとともに、経費節減に努めることとした。</p>

監査対象機関	産業人材育成課
監査結果の公表年月日	平成29年9月26日(群馬県報第9537号) 監査公表第15号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県財務規則第218条第1項の規定により、物品を購入するときは、県庁(警察本部を除く。)にあっては、契約予定金額が10万円未満の場合など同項各号に掲げる場合を除き、物品購入依頼回議書及び物品購入依頼書兼契約締結回議書により、会計局長に依頼するものとされている。</p> <p>当該機関は、契約予定金額365,828円の物品の購入に当たり、契約予定金額が10万円以上であるにもかかわらず、当該機関で見積合せを行い購入し、会計局長に依頼していなかった。</p>
講じた措置	群馬県財務規則等関係法令の確認を徹底するとともに、所属内のチェック体制を強化し、再発の防止に努めることとした。

監査対象機関	観光物産課
監査結果の公表年月日	平成29年9月26日(群馬県報第9537号) 監査公表第15号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県財務規則第95条第1項及び第2項において、資金前渡職員は、同規則第93条第1項第3号に規定する大阪事務所及び名古屋事務所に係る経費の前渡金の精算については、当該前渡金に係る用件終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、大阪事務所に係る経費の前渡金の精算について、前渡金精算書の記載に誤りがあった。</p> <p>また、大阪事務所及び名古屋事務所に係る経費について、四半期分の予定額を前渡したが、残額が0円となり用件が終了したにもかかわらず、四半期終了後に精算を行ったため、1日から7日遅延していた。</p>
講じた措置	<p>群馬県財務規則第93条第1項第3号に規定する大阪事務所及び名古屋事務所に係る経費の四半期毎の前渡金について、節毎の用件終了時点が明確になるよう事務の見直しを行い、精算時期の遅延が発生しないよう努めることとした。</p> <p>また、同前渡金精算書の記載についてのチェック体制を強化し、今後同様の誤りが発生しないよう努めることとした。</p>

監査対象機関	高校教育課
監査結果の公表年月日	平成29年9月26日(群馬県報第9537号) 監査公表第15号

監 査 の 結 果	<p>(指摘事項)</p> <p>当該機関は、印刷物の発注に当たり、次のとおり適正を欠くものがあった。</p> <p>(1) 群馬県財務規則第64条第1項の規定により、支出負担行為者は、支出負担行為をするときは、別に訓令で定める回議用紙又は物品購入等回議書により、支出負担行為の決議をするものとされているが、同項に定める回議用紙又は物品購入等回議書による支出負担行為の決議を行わずに賞状及び表彰状の印刷を発注し、相手方に納品させていた。</p> <p>(2) 群馬県財務規則第218条第1項の規定により、物品(印刷を含む。)を購入するときは、県庁(警察本部を除く。)にあつては、契約予定金額が10万円未満の場合など同項各号に掲げる場合を除き、物品購入依頼回議書及び物品購入依頼書兼契約締結回議書により、会計局長に依頼するものとされている。</p> <p>当該機関は、一度に契約を締結することが可能だったところ、2回に分けて契約を締結したため、契約予定金額の合計額が194,400円であるにもかかわらず、会計局長に依頼していなかった。</p>
講 じ た 措 置	再発防止のため、群馬県財務規則等にのっとり適正な事務を行うよう、全職員に周知徹底し、所属内で共通認識を持つとともに、複数の職員によるチェック体制を強化した。

■ 公安委員会規則

交番の名称等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月2日

群馬県公安委員会委員長 丸 山 和 貴

群馬県公安委員会規則第1号

交番の名称等に関する規則の一部を改正する規則

交番の名称等に関する規則(昭和37年群馬県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表の2の表大泉警察署の部赤岩同の項受持区域の欄を次のように改める。

邑楽郡千代田町 赤岩西、舞木東、大字赤岩、福島、舞木、 新福寺

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111